

# 江東区議会議員選挙・江東区長選挙

## 投票日 4月21日(日)

### 投票時間 午前7時～午後8時

4月21日(日)に投票、翌日22日(月)に開票が行われます。区議会議員選挙の定数は、44人です。

#### 期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などの用事等で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

#### 入場整理券の配付

4月11日(木)ごろから、各人のものを世帯ごとに封書で送りますので、投票所に行く際には必ずお持ちください。入場整理券が届かない場合や破損・紛失により投票所がわからない場合は、お問い合わせください。※詳細は、入場整理券に同封の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

#### 不在者投票

「江東区外での不在者投票」区外に滞在中の方は、事前に郵便などで投票用紙等を請求すれば、滞在地の選挙管理委員会に投票ができます。手続きに数日かかるため告示日前から早めにご請求ください。

#### 選挙公報の配布

候補者の公約、経歴などを知っていただくため4月16日(火)ごろまでに各世帯に配布します。区施設や区内の駅などにも「選挙公報用ポスト」を設置します。また、4月15日(月)ごろから区ホームページでもご覧になれます。

表1 期日前投票所

場所	期間
江東区役所2階区民ホール※ 森下文化センター2階工匠館 (森下3-12-17)	4/15(月)～ 20(土) 8:30～20:00
富岡区民館 (富岡1-16-12富岡出張所3階)	
豊洲シビックセンター1階ギャラリー (豊洲2-2-18)※	
小松橋区民館 (扇橋2-1-5小松橋出張所4階)	
カメラプラザ5階第1・2研修室 (亀戸2-19-1)	
総合区民センター6階第2研修室 (大島4-5-1)※	
砂町区民館(北砂4-7-3砂町出張所3階)	
南砂区民館(南砂6-8-3南砂出張所4階)	
※江東区役所・豊洲シビックセンター・総合区民センターでは4/17(水)に手話通訳者による案内を行います。	

表2 投票所の変更

対象区域	新投票所	旧投票所
豊洲4丁目	豊洲小学校(豊洲4-4-4)	深川第五中学校
亀戸3・4丁目	亀戸梅屋敷(亀戸4-18-8)	香取小学校
有明1丁目2番12号以降、有明1丁目3～10、12～13番、有明2丁目(9～11番除く)、有明3、4丁目、青海1～4丁目	有明西学園(有明1-7-13)	有明スポーツセンター

表1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	
	新	旧
33万円以下で被保険者全員が年収入80万円以下(その他の所得がない)	8割	9割
33万円以下で8割軽減の基準に該当しない	8.5割	
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割	
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割	

※同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに軽減します。  
※65歳以上(平成31年1/1時点)の方の公的年金所得は、さらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。  
※軽減判定は、当該年度の4/1(新たに制度の対象となった方は資格取得時)における世帯状況により行います。

表2 被扶養者だった方の軽減 ※1

対象年度	軽減割合	
	均等割額	所得割額
平成31年度以降	加入から2年を経過する月まで5割	かかりません ※2

※1 低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。  
※2 所得割額の軽減割合については、今後見直しを検討されています。

## 後期高齢者医療保険料の軽減基準が改定 決定通知書等は7月中旬に発送

後期高齢者医療保険料は、被保険者すべての方が負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。均等割額の軽減基準が改定されました(表1)。

「被扶養者だった方の軽減」後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割減額となり、所得

## 4月から区の組織を一部変更

### 福祉部・教育委員会事務局など

4月から区の組織を一部変更します。変更する部署は次のとおりです。

#### 福祉部

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、推進体制をさらに強化するため、オリンピック・パラリンピック開催準備室を同推進室に、オリンピック・パラリンピック開催準備課を同推進課に名称変更します。なお、4月1日(月)から事務室は庁舎4階から庁舎10階に移転します。

**組織改正(改正後)**  
オリンピック・パラリンピック推進室  
オリンピック・パラリンピック推進課  
連携・調整係  
事業推進係

**組織改正(改正前)**  
オリンピック・パラリンピック開催準備室  
オリンピック・パラリンピック開催準備課  
オリンピック・パラリンピック開催準備係

**子ども未来部**  
子育て支援課を子ども家庭支援課に名称変更するとともに、子ども家庭係および養育支援係を新設し、組織の再編を行います。なお、児童館の事務は子ども家庭係で、児童虐待の相談は養育支援係で取り扱います。

**子ども未来部**  
子ども家庭支援課(区役所3階15番)  
子ども家庭支援係(区役所3階15番)  
子ども家庭支援係(区役所3階15番)

**子ども未来部**  
子ども家庭支援課(区役所3階15番)  
子ども家庭支援係(区役所3階15番)

**子ども未来部**  
子ども家庭支援課(区役所3階15番)  
子ども家庭支援係(区役所3階15番)

**子ども未来部**  
子ども家庭支援課(区役所3階15番)  
子ども家庭支援係(区役所3階15番)



これに伴い、教育センターに専門相談員を集約し、教育相談業務のワンストップ化を図ります。

放課後支援課を廃止し、地域教育課を新設するとともに組織を再編し、児童館の事務を子ども未来部子ども家庭支援係へ移行します。なお、学童クラブ・江東きつずクラブ事業など放課後支援事業は地域教育課が事務を取り扱います。

**組織改正(改正前)**  
学校支援課(廃止)  
区役所6階  
放課後支援課

**組織改正(改正後)**  
教育支援課(新設)  
教育センター2階  
地域教育課

**教育委員会事務局**  
教育支援課(新設)  
教育センター2階  
地域教育課

**教育委員会事務局**  
学校支援課(廃止)  
区役所6階  
放課後支援課

**教育委員会事務局**  
教育支援課(新設)  
教育センター2階  
地域教育課

**教育委員会事務局**  
学校支援課(廃止)  
区役所6階  
放課後支援課